

福井市和田地区社会福祉協議会規約

第1章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、福井市和田地区社会福祉協議会と称する。

第 2 条 本会は、事務所を和田公民館におく

第2章 目的及び事業

第 3 条 本会は、和田地区内の住民がすべて健康で文化的で楽しい生活を営むことができるように、地区住民が相協力して地区全体の福祉を増進し、明るく住みよい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住民の福祉に関する調査研究並びに総合的企画
- (2) 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動助成
- (3) 福祉活動に対する住民の理解と関心をたかめ、地区ぐるみの福祉活動の実践
- (4) その他本会の目的に必要な事項

第3章 組 織

第 5 条 本会は、和田地区内居住の全住民全所帯をもって組織する。

第 6 条 本会の事業運営のために委員会又は部会をおくことができる。

第4章 役 員

第 7 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	3 名
常務理事	1 名
理 事	若干名
監 事	2 名

第 8 条 理事及び監事は代議員会において選出する。
会長、副会長、常務理事は理事会において選出する。

第 9 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
(3) 常務理事は、会長の命を受け会務を処理する。
(4) 監事は、会計を監査する

第 10 条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
(2) 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
(3) 役員は、任期満了後であっても後任者の就任するまではその職務を行う。

第 11 条 本会に顧問をおくことができる。
(2) 顧問は理事会において推挙する。
(3) 顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 代議員

第 12 条 本会は代議員をおく。
(2) 代議員は、各自治会長の職にあるもの又は自治会内の代表者1名及び各諸団体の代表者並びに社会福祉関係者の中から会長が委嘱する。

第 13 条 代議員の任期その他については、第10条の規定を準用する。

第6章 会 議

第 14 条 会議は、理事会、代議員会、総会とする。
(2) 理事会は必要により随時開く。
(3) 代議員会、総会は年1回これを開く。ただし、総会は代議員会をもって変えることができる。
(4) 会議は会長が招集し、その会議の議長となる。

第 15 条 理事会において審議する事項は次のとおりとする。
(1) 代議員会、総会に附議する事項
(2) 事業執行上必要と認める事項
(3) その他会長が必要と認める事項

第16条 代議員会、総会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) その他重要事項で会長が必要と認める事項

第7章 会 計

第17条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入を持って当てる。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

第8章 事務局

第19条 本会に庶務、会計（庶務、会計事務担当）をおく。
庶務、会計は会長が委嘱し、庶務、会計の事務を処理する。

附則 この規約は昭和55年7月29日より施行する。
この規約は平成14年5月23日一部改正する。